

●はじめに　～新たなる流れ～

今年の春、長い低迷の平成時代が幕を閉じ、新たな「令和」時代が始まった。元号が改まったからといって、すぐに日本の経済が明るく急変してくれる訳でもないが、前号では「平成」デフレからの脱却を目指して、政府が景気回復のために行なった筈の経済施策“規制緩和”が、実際には真逆の事態を招いてしまった眞の理由を探り、それでも徐々に政府がここから“変わろうとする意志”を模索しながら、規制緩和策が柔整業界に及ぼした悪影響をつぶさに確認し、敢えて苦言を呈した。

その結果、『柔整で何で経済の話？』との声も頂戴したが、数名の読者からは『規制緩和や経費削減は不景気の際に国が実行するのは当たり前で必要なことだと信じていたが、コンパスを読んで「経済政策」が柔整業界の状況悪化に大きく影響を及ぼしていたという事実に衝撃を受けた』との感想を頂戴した。

確かに、我々柔道整復師にとってみれば、所管である厚労省の示す通知や方向性ならともかく、まったくの畠違いとも思える「経済施策」が柔整業界に大きな影響を及ぼすとは思いもしないところだ。

しかし、考えてみれば国の施策は予算を決めるところから始まる。そして、どの分野にどれだけの力を注ぐのかという財務や経済の視点が先にあり、その分配比率が最も大きい社会保障費を所管する厚労省に対して、財務省から「無駄の削減」を追求され

続けてきた経緯がある。しかし、急速な高齢化等の影響によって、厚労省としても思うような結果を示せずにきた。さらには、経済産業省のIT推進や企業の業績を上げさせるための方向性や施策は、税収を増やしたい財務省の方向性とも一致し、それらが大きな圧力となって厚労省の対応に影響するのは当然のことだったのだ。

だが、こうした視点はこれまで我が業界には見られなかった。柔整業界は、目先だけの事案や数値ばかりに目を取られるがちだ。しかし、本当は他分野からの影響という視点を踏まえる必要もあった訳だ。

そして、時代が変わり、30年間放置され続け老朽化した柔整関連の制度へメスを入れた「制度改革」「教育改革」を実行に移した“平成の大改革”的めぐりには、新たな「審査会の権限強化」と「電子請求」を盛り込んだ“令和の改革”が必要となる。

そこで今号では、先ず平成の時代に国が実施した「規制緩和」策によって柔整業界が受けた数々の影響をもう一度見直しながら、ここから這い上がるための対応策を示してみたいと思う。そして、こうした取り組みが行われることで今後の柔整業界にどのような影響を与える、将来どのような光明が見えてくるのかを考えてみたい。

今の柔整業界は、ほぼ「どん底」の状態にある。何としてもこの先に“明るい星”を見出せなければ、体力が続かなくなる仲間が続出する。未来を覗く望遠鏡として、本特集を是非、熟読いただきたい。

【1】「規制緩和」の影響

●デフレ対策の筈が…

明るい未来を予測するには、「希望」のパズルを組み合わせるだけでは単なる夢物語になってしまう。目的を叶えるには、現在までに公に示され確定している過去のデータを利用するしかない。しかも、最新のデータは、集計に時間がかかるものや集計周期が毎年ではなく隔年集計というものもあって、数年前のデータを利用することになる。つまり、我々が未来を観測するために使える道具は、「今」すら見えない「後ろ向きの望遠鏡」だけなのだ。

さて、最初に「平成」時代にデフレ解消のための施策として実施された「規制緩和」が、かえってデフレを長引かせてしまっていたことについては前号(44号)の巻頭特集で詳しくお伝えしたが、もう一度、簡単に振り返っておこう。

先ず、**デフレ**(Deflation)とは、物が**供給過剰**になって物価(物の価値)が持続的に下落していく状態のことだ。例え安価でも、余り過ぎて溢れてしまえば売れはしない。そうなると企業の利益が減少し、労働者への賃金が下がる。すると国民は物を買うことができなくなり、企業収益はさらに悪化する。政府は、現在もこうした**連鎖的悪循環(デフレスパイアル)**からの脱却を目指している。

そして、政府が実行した施策は**行財政改革、経済構造改革、財政支出の削減、消費増税、規制緩和、民営化、自由化、グローバル化**等であった。

これらは、国や地方自治体及び公共団体等が組織自体の在り方を見直して、業務の効率化や経費削減をするために、公務員の配置転換や一部の事務及び事業を民間に開放する規制緩和・民営化等を含んだ**行財政改革**を中心とするものだ。そして、今や世界経済の主流となっている**グローバル化**だが、これは**規制緩和・民営化・自由化**等の行財政改革とも同じ流れにあるもので、郵政民営化をはじめ、最終的には政府機能を民間へ移譲して**小さな政府**を目指すものだ。

しかし、それぞれの国や地域には長い歴史の上に形成されてきた習慣や伝統的な人との繋がり、独自の文化、生活様式や安定的な社会秩序といった国や地域ごとの価値感や制度・仕組みがある。

グローバル化は、そうした異なった文化を持つ各国の基盤となっている「防御壁」を飛び越え、国が介入することを可能な限り排除して、何の縛りも

なく世界規模での流通を可能にし、ただ利益のみの追求を最大目的としている。そこに日本人の「**儉約=美德**」というような、一見すると正しいと思える内容を織り交ぜて「利益を手に入れる」巧妙なレトリック(rhetoric)^{*1}やレントシーキング(rent seeking)^{*2}が使われ、決定権を持つ政治家や官僚に対するロビー活動(lobbying)^{*3}が行われて、民間の経済活動を最大限に許容し、限りなく純粋に、しかも強引に『**利益至上主義**』に突き進むものなのだ。

日本では「デフレ脱却」を目指す政府が、景気向上を目指したにも拘らず、国民の経済状況を低迷させる**消費増税**を三度も実施したり、一部の企業に利益を集中させてしまう**経済至上主義のグローバル化**等の**規制緩和**や**民営化**を進め、法人税まで下げてしまっている。こうした現状からは、政府が目指す目的と実行した施策内容がまったく真逆となっているように思えてしまう。しかし、これも政治家や行政官僚が自らの利益に向かった結果ではなく、一部の利益取得者のレトリックに乗せられ続けているとしか考えられない。そこには「**儉約=美德**」に見られるような実に巧妙な美意識への心理操作があるのでないだろうか。眞面目な気質の日本人なればこそ、一度信じ込まされると、20年以上もの間、妄想的にデフレを継続してしまったのではないだろうか。

しかし、そうした日本とは別に、世界の主要国では既にアメリカの**自國優先主義**やイギリスの**EU離脱問題**をはじめ、自国の経済や文化、生活を防衛するため、これまで強力に推し進めてきた**新資本主義**経済の負の部分に気付き、見直す流れが起きているのも事実である。令和となった日本でも、誤った政策を正しくデフレ脱却に向けるべき時がきている。

そして、誤ったデフレ対策であった「規制緩和」による影響を、我々柔整業界は自力で解消する方法を持たねばならないところまでできていると言っても過言ではない。

*1 レトリック (rhetoric)

実質を伴わない表現上だけの言葉。表現の巧みな言葉。技巧や効果を曖昧にする非専門的な言葉としても用いられることが多い。

*2 レントシーキング (rent seeking)

民間企業などが政府や官僚組織へ働きかけて、法制度や政治政策の変更を行うことで、自らに都合よく規制を修正したり、または自らに都合よく規制緩和をさせ、自らが利潤を得るための活動。

*3 ロビー活動 (lobbying)

自らの利益に沿った主張を広めるために、様々な手法を駆使して政策の提言やリサーチ、アドバイス、さらには目的達成に向けた行動を行い、それを実現化する情報発信を実際にに行う等により、その主張を普及させる活動。

●社会秩序 vs 規制緩和

平成日本が示した「規制緩和」策は、利益を追求する企業等によって、これまで国や地域が社会の安心・安全を構築してきた有益な仕組みや制度でさえも、そこにあたかも“悪徳な利権構造”があり、政官と特定の利権者との間に“癒着”が生じていると決めつけた情報を元として進められていることが多い。

さらに“無駄を削減する”と宣伝し、現行の制度を破壊するためのイメージ煽動が盛んに行われてきた。つまり、安全性や公平性、継続性等の理由からそれまで参入が許されなかった事業分野へ、営利目的の民間企業の参入を可能にしてしまったという訳だ。

その結果、世界の富の約8割以上が、上位1%の企業経営者や投資家に独占されてしまっているとの報道さえある訳だ。さらに、急激に発展したインターネット上の利益とその税徴収方法について、各国の税法の不備に付け込んで、グローバル企業による法人税の未納が増え、世界中の国々の経済が低迷し始め、国や地域自治体、そして一般の労働者の家計は一層苦しくなっているのが現状だ。これまで各の国内マーケットで獲得した利益は、税としてその国に納められてきたが、国をまたぐグローバル企業はそれを持ち去ってしまう。そのため、地域社会に還元する「公共投資」や「社会保障」に回すことができなくなっているという訳だ。そして、莫大な利益を一握りの富豪が抱え込み、世界中の富が一極集中して大きな格差が生じている。

こうした流れは、ベルリンの壁が崩壊し、新自由主義が始まった平成の幕開けと同時に、我が柔整業界でも見られ始めた。それが「個人契約」や「養成校の新設許可」だったのだ。

「規制緩和」は柔整業界内の秩序を破壊し、業界モラル形成の力が及ばない個人契約者を対象に、柔道整復師ではない「請求代行業」という営利企業を生んだ。そして、その経営者が養成校やチェーン店接骨院を作り、そこで得た資金を元にして、さらなる新たな利権獲得に蠢いているのが現状だ。

せめて柔整業界だけでも、こうした「富の集中」と「格差」を開拓し、本来の社会秩序の形成に必要な公的な機能を果たす真っ当な柔道整復師に報酬を正しく分配する仕組みに変え、それぞれの地域と、この国全体に新鮮な酸素と綺麗な血液を戻さねばならない。

●「規制緩和」の影響の出方に大差が…

ここまで見てきた通り、平成時代の新自由主義による「規制緩和」が適用されたのは、何も柔整業界だけが対象という訳ではない。当然だが、それは様々な分野で実施され、多くの分野で制度や仕組みに亀裂や打撃が見て取れる。

例えば、他分野のタクシー業界では車両数や営業登録の規制緩和によって、爆発的にタクシー会社と車両台数が増加して一台当たりの売り上げが減少した。また司法制度改革推進計画によって法曹人口の大幅な増加や、司法試験の合格者の増加（年間3,000人を目指す）に転換した弁護士業界でも、実際に急激に合格者が輩出されるようになったことで、新たに就職難が発生し、本来なら弁護士としてのノウハウを得るために数年間の勤務を経てから独立すべきところを、司法修習終了後、弁護士事務所等での勤務経験を経ずに自らすぐ弁護士事務所を開業する者が増加するなど、資質低下問題の発生が大きな問題となっている。これらの現象は柔整でもまったく同様で、それが昨年の柔整制度改革に繋がっている。

そして、同じ医療分野では「医科」をはじめ、「歯科」「調剤」「鍼灸」「マッサージ」など他の多くの業種にも何某か規制緩和の影響が及んでおり、各々の業界においても需給バランスの均衡が崩れて不必要な過度競争が生じ、資質低下等の問題が生じている。

では、それぞれの業界別に一体どれ程の影響があったのかを医療業界内で比較してみると、すべての職種に対して均一に影響した訳ではないことが見えてくる。先ずは、「医科」「歯科」「調剤」等の年間医療費について確認しておこう。

下の【表1】をご覧戴きたい。厚生労働省統計係が発表している「国民医療費の概要（診療種類別にみた国民医療費・対前年度増減率・構成割合の年次推計）」という

【表1】国民医療費の概要

(単位：億円)

	診療種類	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
国民医療費総額	総額	392,117	400,610	408,071	423,644	421,381	430,710
	対前年度比増減率	1.6%	2.2%	1.9%	3.8%	△0.5%	2.2%
医療費	医療費	283,198	287,447	292,506	300,461	301,853	308,335
	対前年度比増減率	1.8%	1.5%	1.8%	2.7%	0.5%	2.1%
歯科	医療費	27,132	27,368	27,900	28,294	28,574	29,003
	対前年度比増減率	1.4%	0.9%	1.9%	1.4%	1.0%	1.5%
調剤	医療費	67,105	71,118	72,846	79,831	75,867	78,108
	対前年度比増減率	1.2%	6.0%	2.4%	9.6%	△5.0%	3.0%
柔道整復師	医療費	4,025	3,893	3,862	3,828	3,663	3,471
	対前年度比増減率	△2.5%	△3.3%	△0.8%	△0.9%	△4.3%	△5.2%
あん摩マッサージ	医療費	613	640	673	703	715	733
	対前年度比増減率	8.9%	4.4%	5.2%	4.5%	1.7%	2.5%
はりきゅう	医療費	360	367	382	396	410	416
	対前年度比増減率	1.7%	1.9%	4.1%	3.7%	3.5%	1.5%

* 対前年度比の増減率が3%を超える増加したものは文字を「緑色」とし、前年度比マイナスのものは「赤色」で示した。

政府統計を元に当広報部が独自に数年分を合算集計したものだ。ここには「医科」「歯科」「調剤」の他、「柔整」「鍼灸」「マッサージ」別の医療（療養）費がすべて年別で示されている。この柔整の欄を見ると、お馴染みの「柔整療養費の推移（推計）」とは少々数値が異っているが、こちらも厚労省から出されている統計である。集計する部署が異なるために集計項目等の僅かな相違から数値にも若干の差が生じているものと推測される。とはいっても、今回は「医科」「歯科」「調剤」及び「柔整」「鍼灸」「マッサージ」の比較を同一の資料で行ないたいので【表1】の統計を使用する。

先ず「医科」について見てみよう。するとH24年からH29年までの6年間で一度もマイナスになっていないだけでなく、その増加分の合計は**2兆5,137億円**（平均約1.73%）もある。そして「歯科」でも同様に、6年間で**1兆8,710億円**（約1.35%）増加していて、はやり一度も減少していない。さらに「調剤」でも、この6年間で**1兆1,003億円**（約2.87%）の増加が確認でき、一度だけ0.5%の減少が見られるが、逆に3%以上の増加が3回もあって、H27年には9.6%もの増加率を示しているのが見える。

では、「柔道整復」はどうだろうか。柔整療養費を見る際には、通常であれば前述の通り「柔整療養費の推移（推計）」を使用するところだが、毎年12月頃には2年前の集計済み最新データが厚労省から発表がされる筈なのだが、昨年末になってもH28年分の集計が公開されぬまま、半年が過ぎ「令和」になつても未だに発表がない。しかし、「ある筈のものが無い」となれば、何とか工夫して算出したくなるのが都柔整広報部というものだ。

そこで【表2】をご覧頂きたい。これは、【表1】と従来から使用してきた「柔整療養費の推移（推計）」の柔整療養費を比較してみたところ、僅かに相違が見

【表2】柔整療養費推移の統計比較と予測

(単位：億円 / 対前年増減率)			
	柔整療養費推移（推計）	柔整療養費（国民医療費の概要）	
平成23年度	4,085	4,127	
平成24年度	3,985 -2.4%	4,025 -2.5%	
平成25年度	3,855 -3.2%	3,893 -3.3%	
平成26年度	3,825 -0.8%	3,862 -0.8%	
平成27年度	3,789 -0.9%	3,828 -0.9%	
平成28年度	3,626 -4.3%	3,663 -4.3%	
平成29年度	3,437 -5.2%	3,471 -5.2%	
H23～H27までの4年間 =	-296億円 -7.2%	-299億円 -7.2%	
H23～H28までの5年間 =	-459億円 -11.2%	-464億円 -11.2%	
H23～H29までの6年間 =	-648億円 <small>6年合計増減率</small> -15.9%	-656億円 <small>6年合計増減率</small> -15.9%	

られるものの、各年ごとの増減率は酷似していることから、データが得られない空白部分に【表1】の増減率を当てはめて、当広報部が独自に作成したものだ。

その内容は、H26年・27年と2年続けて対前年比増減率が-0.8%、-0.9%と下落傾向がやや下げ止まつたかに見えていたが、最新の【表1】のH28年・29年のデータからは、柔整療養費の驚きの“墜落傾向”がくっきりと見えてきた。何とH28年は対前年比で**-4.3%の3,663億円**（前年より-165億円）となつており、H25年に記録した対前年比-3.3%を大きく上回った。さらに下落はここでは終わらず、続くH29年には、さらに**-5.2%下落して3,471億円**となっている。これでH23年～H29年の**6年連続で柔整療養費は合計-656億円**減少し、合計増減率は**-15.9%**と柔整史上初の記録となってしまった。

「柔整療養費の推計（推定）」を追記修正した【表2】の左側の黄色の枠内に赤文字で示した数字には、H28年は**3,626億円**（前年比-163億円）、H29年は**3,437億円**（前年比-189億円）まで減少している事が推計されている。この結果からは、今年の12月に発表される予定のH30年分、続く令和元年（H31年）分の柔整療養費は、危険水位を遥かに超えた更なる減少となっている可能性が高いと言わざるを得ない。

そして、ここで明らかになったあまりに残酷なデータは、『デフレ状況下での規制緩和が地域に根付いた業界に、どれほど大きな影響を与えるか』を見事に証明した。しかも、それが柔整業界のみに集中するという、あまりに不公平で特定の業界だけに大打撃となったことを示すデータである。

だからこそ、厚労省は新たに何らかの対応策、或いは打開策を提示・実行しようとして、それが実現できない今、「療養費の推移（推計）」の発表を避け、故意に遅らせていると疑いたくなる程の状況である。

他の医療関係職に於いても、同様の下落内容であるなら多少は理解できるが、【表1】を見る限り、同じ療養費区分の「鍼灸」「マッサージ」は何れも大幅に増加している。医療費では、「医科」「歯科」「調剤」は改定率を大幅に上回る増加傾向を示している。そして、療養費では「柔整」「鍼灸」「マッサージ」も柔整と同じ医科の約半分程度の改定率だった筈だが、何故か**柔整だけが大幅に減少している**のだ。

この状況を見る限り、現時点においては残念ながら厚労省が正しく柔整業界を管理できている状況とはとても言いつぶくことができない。平成の規制緩和によって、柔整業界から自ら浄化する力を奪い、そこへ清濁の区別なく無差別で強力な圧力を掛け続けているとしか言えない内容だ。

●各職種別の「施設数」で比べてみる

もう一度繰り返すが、柔整療養費はH23年以降の6年間で合計約-650億円(-15.9%)という驚く程の減少状態にある。しかも他の医療系職種は皆、増加傾向にあることも確認できた。どうして、これ程の差が生じてしまったのだろう。考えてみたい。

柔整業界に投じられた「規制緩和」策は、主にS63年の「個人契約」やH10年の「養成校の新設解禁」という、資格者および開業者増加を促す方向性だった。であれば、他の医療系職種である「医科」「歯科」「調剤」や「鍼灸」「マッサージ」の開業する「施術所数」の増加傾向に柔整との大きな違いがあるのだろうか。確認しておこう。

下の【表3】をご覧戴きたい。これは「医科」「歯科」「調剤」の施設数と「柔整」施術所の直近6年間の推移を比較したものだ。比較する同一の統計資料がないため、「柔整」の施術所数については隔年集計となっている等、そのままでは比較ができない部分もあるが、データが存在する年から割合換算すれば比較は可能だ。

そこで先ず内容を確認すると、「調剤」は別だが「医科」「歯科」ではH26年とH29年の二度も前年度割れのマイナス(施設数の減少)となっているが、その増減率は平均しても「医科」が0.3%、「歯科」0.02%、「調剤」0.9%とどれも1%にも満たないことが解る。

それに比して、「柔整」は隔年集計のため増加率がH26年が7.4%、H28年が5.4%、H30年が4.3%と予想通り大きな数値となり単純比較ができない。

そこで、集計の出ていない年の部分は、翌年の増加軒数を二分し(=半数)前年に加えて、あらためて毎年分の増加率を計算し直してみた(P.15【表5】)。

すると、H24年からH25年の1年間の増加施術所数は1,570軒で増加率は3.7%、その後も毎年同様の計算をすると、H25年→H26年の増加率が3.6%、

【表3】業種別施設数比較

	医科			薬局数	接骨院数
	合計数	病院数	歯科医院数		
平成25年	177,768	109,067	68,701	57,071	
平成26年	177,546	108,954	68,592	57,784	45,572
	-0.12%	-0.10%	-0.16%	1.25%	7.40%
平成27年	178,212	109,475	68,737	58,326	
	0.38%	0.48%	0.21%	0.94%	
平成28年	178,911	109,971	68,940	58,678	48,024
	0.39%	0.45%	0.30%	0.60%	5.38%
平成29年	178,492	109,883	68,609	59,138	
	-0.23%	-0.08%	-0.48%	0.78%	
平成30年	179,090	110,477	68,613		50,077
	0.34%	0.54%	0.01%		4.27%

H26年→H27年=2.7%、H27年→H28年=2.6%、H28年→H29年=2.1%と算出できた。これらを平均すると約2.6%となる。増加率が徐々に下がっている傾向も見られるが、「医科」「歯科」「調剤」の施設数の増加率と比しても、「柔整」の施術所が急増していることは明らかだ。

更に【表4】は、療養費区分(「マッサージ」「鍼灸」「柔整」)だけの施術所数の推移を比較するため、隔年集計の「衛生行政報告例」をそのまま使用した。

すると、「あん摩・マッサージ」はやや減少気味だが、「柔整」と「鍼灸」の伸び率が凄まじいことになっているのが確認できる。直近4年間では「柔整」の増加率を「鍼灸」が追い越し、まるで「柔整」を4年遅れで追うかのように増加率が類似している。

しかし、決定的に不可思議なことが【表1】(診療種類別にみた対前年度増減率・構成割合の年次推計)と比較すると見えてくる。施術所数が増加している「鍼灸」の療養費が伸びているのはまだいいとして、減少傾向の「マッサージ」の療養費が「鍼灸」以上に伸びているのだ。医療界全体で比較してみると、「医科」「歯科」「調剤」は医療費改定以上に増加しているし、「柔整」以外は施術所が増加した分、或いは「マッサージ」のように施設数は減少していても療養費が増加している。そして、「柔整」だけが「施術所数が増加しているにも拘らず、療養費が激減している」のだ。

通常は、療養費改定や患者増加等によって請求自体が増加しているのであれば、その増加分と同等に施術所数が増加するのであれば影響は出ない筈だ。しかし、療養費自体(分配するパイの大きさ)が変わらない状況で施術所が増えれば、一軒当たりの収入が減るのは当然だ。

ところが、「柔整」の場合には、施術所数が急増しているにも拘らず、業界全体の療養費総額が逆に大幅に減るという現象が起きている。

つまり、「1軒当たりの収入が減少する過当競争(施術所激増)」に加えて、業界全体の「柔整療養費までもがH24年~H29年の6年連続で大幅減少」が起こっているという訳だ。「柔整」のみに起っているこの「ダブルパンチ」の理由は一体なんだろうか。

【表4】あん摩・鍼灸・柔整の施設数推移比較

	各年末現在 (単位:か所)			
	H24年	H26年	H28年	H30年
あん摩・マッサージ・指圧	19,880 (-0.52%)	19,271 (-3.06%)	19,618 (1.80%)	19,389 (-1.17%)
はり・きゅう	23,145 (9.87%)	25,445 (9.94%)	28,299 (11.22%)	30,450 (7.60%)
柔道整復	42,431 (11.67%)	45,572 (7.40%)	48,029 (5.39%)	50,077 (4.26%)

●同一業種の施設数の「飽和値」は? 接骨院はまだ増え続けるのか?

ところで、少し話が逸れるが、前項で「柔整」の施術所数が増加し続けていることを確認したように、既に地域に溢れてしまっている「柔整」の施術所は、「令和」に入ったこれからも、まだ我々の周りで増加し続けるのだろうか?少し考えてみたい。

先ず、医療関係の「歯科」は、H23年に約6.8万軒を超えた辺りから微増減を繰り返し、現時点ではH28年の68,940軒をピークとして、それ以降も微増減を繰り返して横ばい状態だ。そして、「薬局」はH22年の約5.3万軒から年次増加してH29年には59,138軒に到達したが、現在も尚増加中である。これは、チェーン店薬局の多店舗展開だけでなく、上場企業が全国展開するドラッグストア等の中に調剤薬局が組み込まれるなど、更なる過当競争が発生していく軒数は年次増加を続けている。

そして、療養費の分野は【表4】の通り、「柔整」の50,077軒を筆頭に、「鍼灸」は30,450軒、「マッサージ」は19,389軒となっている。

さらに、医療分野ではないが、多店舗展開をしている代表格としてよく引き合いに出される「コンビニ」の店舗数について、『(一社)日本フランチャイズ協会資料』で確認してみると、大手数社を合算した数値がH29年の57,956軒とあり、翌年のH30年には55,743軒と減少している様子が確認できたが、「歯科」同様さらに増減を繰り返す可能性もある。

その他にも、ハンバーガーやコーヒー等の外食系チェーン店等についても資料を当ったが、個別企業ごとではどれも数千軒程度で推移している。同業種での過当競争では、「価格競争=売上げ減少」となり、利益追求が最優先の業種では、すぐに店舗数の整理も実施される。これは、店舗数の管理がオーナーではなくフランチャイズ企業によって一元管理されている為だ。

そして、「歯科」と薬局やコンビニの店舗数を比較するには、顧客ユーザー数も考慮する必要がある。「歯科」は、一人の歯科医が一日に治療できる患者数は薬局やコンビニの来店者数と比較すると遥かに少ない。つまり、「歯科」では患者単価が高くなれば経営が安定しないことになる。「歯科」に比べれば「柔整」の方が患者数は多いとはいえ、患者単価は極めて低く、だからと言って、勝手に料金を変えることもできないのはご存知の通りだ。

こうした点を考慮すると、コンビニや外食系チェーンの店舗数については、それぞれが独立自営の柔整

業界と施設数の比較をしても無意味かもしれない。

さて、閑話休題。コンビニの約5.5万軒については参考値としても、歯科医院の約6.8万軒、薬局の約5.9万軒という数値から予測すると、約5~7万軒程度が、日本における同一業種の“飽和状態”と言ってもよいのではないだろうか。

そして、本年9月、厚労省よりH30年の接骨院数の推移（【表3】）が発表され、いよいよ接骨院も5万軒（50,077軒）を超えて、同一業種の“飽和状態”的領域に突入したと言えるだろう。

しかし、これでようやく接骨院の増加傾向は頭打ちになると決めつける訳にはいかない。というのは、「5~7万軒の飽和領域」には、まだ約2万軒の幅があるからだ。つまり、今後も柔整の施術所数は増えうる可能性を秘めている訳だ。

そして、【表3】の考察で見たように年間に約1,000軒以上の新規開業が見られているのも事実だ。現時点では、毎年約4~5千人の新たな資格者が業界に参入して来るが、最近では有資格者の開業率が下がり、その多くが勤務者になることを目指す傾向にある。養成校卒業後にまったく異なる職業に就く者も少なくはないようだ。

さらに、柔整業界でも高齢化が進む昨今では、経済的な理由からだけではなく、高齢を理由とした廃業も増加しており、柔整の施術所数は今後、必ずしも増加一辺倒ではなく、徐々に微増減を繰り返すことになっていきそうだ。そして、歯科医院や薬局の例をみると、柔整の施術所数の今後の長期的な方向性としては、増加速度は落ちてくることが予想できる。

加えて、昨年4月には柔整業界の「制度改革」が実施され、開業して保険請求を行うには、資格取得後の実務経験3年間（現在は段階実施で1年間）と施術管理者研修の受講が義務付けられた。そのことから、今年の新規開業者の集計値には少なからず影響が現れると注目しているところだ。

元々、業界改革自体が、国の行き過ぎた規制緩和策の影響として、業界に押し寄せた「資格者急増・開業者激増」への対策と、それによる「資格者の資質およびモラルの低下」を解消することが最大の目的となっていた。その一つの指標として、この「業界の増加傾向」と「飽和値内へ抑える工夫」が重要なとなっているという訳だ。

これ以降は、国が執った規制緩和策を撤廃しない以上、ただ黙って柔整施術所の「結果的自然増加」を傍観するのではなく、業界規模の自主管理は業界存続の最大の危機管理になるのではないだろうか。

【2】“大打撃の正体”

さて、『【1】規制緩和の影響』で見た通り、柔整業界に見られる療養費の大幅な減少となった“墜落傾向”最大の原因は、「個人契約」と「養成校新設解禁」という2つの規制緩和にあったことは間違いない。

しかし、規制緩和は柔整業界だけでなく他の医療業界にも及んでいた。しかし、その影響値は皆同じものではなかったことも確認した。

この第2章では、その規制緩和によって我が柔整業界に大打撃をもたらしたモノとはいって何だったのか？その“正体”を探ってみる。

予め本章の内容を簡単にまとめてみると、柔整業界に“平成”の訪れ直前（S63年）に「個人契約」、その10年後には「養成校新設解禁」という2つの巨大な隕石が落下した。それによって柔整業界に起ったのは「恐竜の絶滅」ならぬ、業界の「団結」と地域社会からの「信頼」の崩壊であった。

そして、それを招いた原因は柔道整復師自身による「甘え」と「人任せ主義」だった。その後は、業界内を「悪貨が良貨を駆逐する」ようなカオス（混沌）状況が続き、その解消のために厚労省が執った対応策は、清濁を見極める視点と努力を欠くだけでなく、経費削減を最優先する底引き網漁的な手法であった。そして平成の最後に、厚労省はようやく間違いを正す方向に舵を切り始めた訳だ。

では、順番にもう少し詳しく見てみたい。

●業界の「団結」と 地域社会の「信頼」の崩壊

実は「規制緩和」そのものが、これまでに築かれた安定した環境を破壊することを意味している。もちろん、世の中のためにならないような規則や仕組みを是正することは必要なことだろう。

しかし、それぞれの地域を守る為に長い経験等を経て作られた規制というのは、正に地域やその住民を守る為に作られ、それを維持してきたものだ。

それでも拘らず「規制緩和」といえば、その内容を問わず、それだけで何か良いことをしているかのように日本人は錯覚してしまう。それは、『【1】「規制緩和」の影響』でも見たとおり、日本人は長い歴史や文化を持ち、受け継がれてきた存在意識の中に「**儉約=美德**」とし、「無駄を削減する」ことこそが善い行いだと教え継がれてきた歴史があるのだ。

そして、それを実現させることを正義とする思考

が働いてしまう傾向が強い。しかし、そこで対象となったものが本当に無駄であるかどうかを検証することなく、そこに「無駄」とレッテルが貼られたものに対して、形振り構わず、ただ削減することが「善」とされてしまう考え方は、やはり間違っている。

そして、柔整業界で「個人契約」が許された経緯についてはこれまで何度も繰り返し説明してきたが、もう一度復習しておく。

それは「柔道整復師という同じ国家資格を持つ」ことを理由に、地域に貢献する公益社団法人柔道整復師会に所属しなくても「受領委任払い制度」を社団会員と同様に使わせて欲しいという、「同一資格での平等性」を掲げて裁判を起こした一部の柔整師の申し立てに端を発している。彼らは元々社団会員だったが、役員選挙に破れた等といった感情がそもそもの理由であったりする。

それに対し、厚労省はその人数が僅かだったことに加えて、裁判を起こされることを極端に嫌う官僚体質から、「柔道整復師であるから受領委任制度が許されている訳ではない」という最も根本的な軸を通す努力すらせずに、その申し立てを安易に受け入れて「個人契約」が許されてしまったことがすべての始まりだった。

そして、「地域と共にあること」を第一としてきた公益社団による“柔道整復師として持っておくべき”モラルや請求についての教育指導が及ばないエリアが形成され、業界秩序が維持できない環境が作られてしまった。そこからは「義務を果たさずに“権利”だけを主張する」手法を前面に掲げ、正に新自由主義が主流となる平成時代が幕を開けていった。

その10年後には、「九州には養成校が無い」という養成校の偏在性を問題とした裁判が起き、そこで厚労省が敗訴したことで柔道整復師を輩出する養成校にまで規制緩和が及んでしまった。

その結果、立派な柔道整復師を育てるよりも、学費を納めてくれる財源としてしか学生を見ないような営利最優先の学校経営者が、柔整教育界に土足で入り込んでくることになってしまった訳だ。

規制緩和以前には14校しかなかった養成校も、今や100校を越えるまで増加している。そして、営利を最優先させる学校経営者の目は、卒業させた後も卒業生を有資格者的人材として管理し、それを勤務者として既に開業している施術所に紹介派遣する業務や、自ら直接施術所を経営することも始め、そこで多くの卒業生を雇用し、或いは他の個人契約者向けの請求代行業や、新たに開業する者への開業地探

し、看板や内外装建築、集客や広告宣伝方法、さらには経営方法にまで及ぶ様々な相談やアドバイスを行なうコンサルタント業までもを一手に行なう柔整の総合企業へと変貌していく。そこでは、柔道整復術以外の療法等でさえ、敢えて法に反してでも行い、予約とチケット販売までを行なうことで、一度来院した者から極めて莫大な暴利を貪るチェーン店を開する等、留まることを知らない。

資格を取らせる為だけの養成校は予備校と化し、そこから送り出され国家資格を取った若き柔道整復師は、業界の入口で“最初に目にした者を親と思い込む”ひな鳥のようだ。柔道整復師として知っておかなければならぬ保険請求のルールや在り方、道徳心等を指導教育されることなく、ただ勤務者として始まり、何も管理することを知らない施術管理者、そして開業者となって、場合によっては自らの名で提出される申請書の内容が不正請求であることさえも知らぬまま、いつの間にか自らの資格をキズものにするか、資格自体を失うことになってしまう場合すらある。そして、こうした柔整業界に発生した土石流的濁流は、あっという間に業界を飲み込んでしまった。

その当然の報いのように、それらの不正は多くの患者さんを巻き込んで社会問題として噴出することになり、メディアでも叩かれ、H21年の民主党政権下では、実際に何も不正をしていない資格者も含む柔整業界全体に対して「無駄」のレッテルが張られてしまった訳だ。指摘された部分等については、個別請求内容ごとの違いもあって、すぐに白黒をピタリと切り分けできなかったところもあったが、この問題は地域社会からの信頼崩壊に繋がるため、「地域に根付き、地域住民のためを第一とする」柔整業界（日整）としても看過できない問題であった。

そして、H21年国会の事業仕分けの場で、実際に有りもしない「柔整療養費が国民医療費の増加率を上回っている」という間違った情報による「柔整＝無駄」というイメージ付けとレッテル貼りによって、H24年には柔整療養費の在り方自体が話し合われる「柔道整復療養費検討専門委員会」が設置され、その後の療養費改定等では厳しい請求条件が付け加えられ続けることになったのだ。時を同じくして柔整養成校のカリキュラム内容の見直しも含めた検討会も発足し、30年間のカオス状況に初めて“正しい方向”に向けた改革の手が付けられたという訳だ。

今、業界全体が一致した方向でまとまらなければ、そして地域から失った信頼をもう一度取り返さなければ、業界の立て直しは不可能になってしまうだろう。

● 「甘え」と「人任せ主義」

前項で振り返ったように、この業界がおかれた環境がここまで悪化してしまった最大の理由は、業界を形成する柔道整復師自身が自分で「何もしない」という体質をもっているからに他ならない。

実に多くの柔道整復師は、この業界と自分の現状やその変化についての「問題点を指摘する」作業については拒むことなく、頼まれなくとも自ら進んでしている。ところが、それらの問題を「どうすれば解決できるのか」を考え、追求し、それが不可能と判断したら二つ目の道を模索するという思考が苦手だ。

だから、解決の方法を編み、練り込む作業について自分自身で行動する者はかなり少ない。さらには、やらなければマズイ、これを実行すべきと確信したことを実際に実行する者、他の強力な反対意見を退けてでも押し通すだけの強い意志を持ち、積極的な動きをする者は、この業界に殆どいないのが現状だ。

その背景には、自分自身が困っていることや改善したいことであっても、「きっと他の誰かがやってくれる筈」という「甘え」と「人任せ主義」があるからに違いない。そして、実際に自分でやらないことを反省しないかわりに、誰か他の人に向けて「やるべきだ！何故やらない！」と強く叱責することもない。本当にそれが「道」を極める柔道整復師のあるべき姿なのだろうか？

それぞれの人がどれだけの辛さや苦難を抱え、どれほど素晴らしいアイデアを持っていたとしても、それを持つ者自身が何もせずに動かなければ、結局は誰も動かさずに、最初から最後まで何も変わらない。

中には、自分自身で考えることすら面倒くさいと言う人までいる。そうこうしているうちに平成時代は終わりを告げた。考えれば、どれだけ多くの問題が目の前で起こり、何もせずに通り過ぎたのだろう。

それでも何とか生きて来られたのも事実だが、本当にそれでよいのだろうか？そして、令和の時代が始まった。このまま何もしないで、本当に誰かが良い方向に変えてくれる、じっとしていれば良いことがあると信じられるのだろうか。怠け者の言い訳ではないのだろうか。日々の施術と生活に追われ、それどころではない読者の中に、本気で“今”を変えたいと思う人がいるのなら、今こそ自ら動く時ではないだろうか。何かを変えるには、先ずは自分自身の一歩から始めるべきではないのか。

自らの甘えを押さえ込み、自分自身の環境を変えるためにも、皆がまとまる必要があるのではないか。

● 「悪貨が良貨を駆逐する」状況の放置

現在の柔整業界には「協定」と「個人契約」という二つの制度が併存している。しかし、その細かな内容の違いを正しく理解することもなく、時と場合によって双方の制度の「いいとこ取り」をしたがる者が増えている。

だが、あくまでも「協定」は三者協定（団体協定）を締結している各都道府県に一つだけ存在する公益社団柔整師会によって組織的に管理され、請求上の様々な変更や疑義案件等を含めた、請求や制度の管理を、その会長に委任することとなっている。

そして、「個人契約」というのは、『団体協定の内容自体を遵守すること』を単独の柔道整復師自身が個人的に契約するもので、請求自体を他の第三者に委任するものではない。あくまでも個人で請求行為をするからこそ個人契約なのだ。

さらには、柔道整復師が医療保険に請求ができるのは、柔道整復師という国家資格自体に裏付けられていると信じている者もいるようだが、それは違う。この誤った認識が原点で、「同じ資格を持つのだから受領委任を使わせろ」と言い出した者がいた経緯は既述した通りだ。

また、自身の施術所の中で、鍼灸やマッサージの療法を同時に行なっていても、柔整療養費を請求することが許されると考えている者もいる。どれも間違いだ。それでも、この業界には柔道整復師自身が「人任せ」で自らは「何もしない」で済む環境を好むため、過ちを認識することも無く、利益追求の亡者に付け込まれてしまっていることが根底にある。

例えば、高速道路で渋滞時に路側帯を走り抜けるルール違反車が一台出ると、何も考えずに我も我もと後を追う輩が続出するが、その本人には悪気もなくただ「楽がしたい」だけかもしれない。しかし、それは立派な違反なのだ。そして、やがて路側帯までが渋滞して、緊急車両さえ事故現場に辿り着けない事態となる。害がないのならまだ許せるが、「模倣犯」という言葉のように、楽をしたい者達の間に不正が広まり、やがて「悪貨は良貨を駆逐」し、いつの間にか看過できない状況となってしまった。

このまま放置すれば、取り返しの付かない事態になってしまうだろう。いや、既に対応が遅過ぎたと言ってもいい。もう先送りする余裕など柔整業界には残っていない。

● 清濁混合・経費削減を最優先の対応

平成直前に作られた柔整業界の中の無法地帯は、最初は僅かでしかなかったが、僅かであるが故に見逃され許されてしまった「不正」に味をしめて、徐々に巧妙化しながら30年間の間に驚く程そのエリアは拡大してしまった。

業界を代表する日整から改革の必要性を何度も訴えても、厚労省の無策時代が長く続き、業界内には諦めムードが漂っていた。その間に、国を挙げてさらに規制を緩める方向性が示される等、柔整業界は自ら浄化することさえできない状況が続いてしまった訳だ。

やがて、国の舵取り役が「伝統を守ろうとする」保守から「現状を壊す」革新の民主党へ移ると、規制緩和や財政健全化の名の下に「政府の支出削減」を「錦の御旗」に掲げ、事業仕分けで「無駄」とレッテルを貼る作業を繰り返した結果、見事にデフレを長引かせてしまったのはご承知の通りだ。

国の経済状況がデフレの時に、政府が「儉約=国の赤字削減」をすれば景気が後退すること（=デフレになる）は経済を学んだ者なら承知のことだ。

政府が財政削減をすべきなのは、国の経済状況がインフレの時の引き締め策としてのみ有効なのだ。しかし、経済状況を確認することもなく、何が何でも「儉約こそ美德」という流れに乗って、政府は事業仕分けの目玉に『柔整療養費の伸び率は、国民医療費の伸び率を上回る』と、柔整業界に「無駄」のレッテルを貼り、削減対象とした訳だ。それは後に事実ではないことを本誌が突き止め、厚労省は5年遡って統計データを修正する事態となったのを記憶して居られる読者も多い筈だ。

しかし、結局のところは不正を行った悪者達に対して処すべき罰則をせず、正しく施術し請求する正しい柔道整復師をもごちゃ混ぜにし、玉石混淆・清濁混合の対応を政府は決定し、業界をまるごと処する方向性を示した訳だ。正しく生きる者に不正な行為を繰り返す者達と共同責任を取らせるやり方は、業界全体に汚名を着せ「地域と業界」の繋がりを引き剥がしてしまった。その方針の裏付けは、政府による飽くなき「経費削減=最大目的」にあったからだ。その結果みえてきたのが【表2】の6年連続で大凡-650億円（減少比率-15.9%）の減収である。もうこれ以上、無策駄策が続けば柔整業界はもたない。

●間違いを正す改革の始まり (通知行政の光と影)

もう何が諸悪の元凶なのかは明らかだ。政権が保守に戻り、「歴史や伝統を守る」方向性にも視点が戻り始めると、徐々にだが、ようやくそれまでの無策振り、いや改悪策への見直しに着手されるようになった。そして、過去に示した数々の“清濁混合”的愚策への対応も行われ始めた。

とはいっても、行政が一度出した通知等について微調整することはあっても、そこで示した愚を認めて方向性を改めるというのは異例なことだ。

しかし、そうせざるを得ない状況があった。それこそが、正に「●「規制緩和」の影響の出方に大差が…」の最後の部分(P.6【表2】)でも示した「柔整療養費の推移」が驚くほどの勢いで下落しているという事実であったのではないだろうか。他の医療系職種はすべて医療費・療養費の改定率を上回る増加となっていることが裏付けられている中で、柔道整復だけが極端な減少となっている。それ故に本来集計データを発表する時期になっても、発表を故意に遅らせて大打撃の実態が露わになるのを避けた可能性が高い。

また、厚労省内でも単に統計のみを主作業とする統計係は、「柔整」への拘りなど皆無で、「医科」「歯科」「調剤」と共に集計が済むと、そのままH28年(対前年比-165億円、増減率-4.3%)、H29年(対前年比-192億円、増減率-5.2%)という「柔整」のみが強烈に減少する有様を抵抗なく発表したのだろう。

しかし、「柔整」を担当する保険局医療課では、そこへの具体的な対応策等を自ら示し、改善に向けた明確な筋道をつける前に暢気に発表できるシロモノではないと判断した可能性もあるように思えるのだ。

しかも、その内容を厚労省はかなり早い段階で把握しており、H24年頃には方向転換の必要性を感じていた形跡がある。というのは、先ずH24年3月12日付けで各保険者等に向けて『療養費の適正化への取組について』と題した事務連絡【資料A】を厚生労働省保険局医療課長、保険局保険課長、保険局国民健康保険課長、保険局高齢者医療課長の四課長連名で配信しているのだが、11ページに及ぶその資料には、『平成21年11月の行政刷新会議や、会計検査院の平成21年度決算報告(平成22年11月)の指摘を踏まえ、(中略) 主に施術者側の適正化を実施してきたところである。(下線は当広報部による)』と、前政権下で行われた行政刷新会議の事業仕分けで示し

た統計データの集計ミスまたは故意の改ざん(「国民医療費の伸び率を上回る柔整療養費の伸び率」としたもの)に加え、その誤ったデータ内容を読み込み大きな影響を受けた会計検査院報告等によって実施された「施術者側のみを対象とした適正化をしてきた」ことを明記した上で、その後の既述には、今後は各保険者に対しても強調して『柔整療養費の適正化への取組の一環として、保険者による取組や留意事項を示すこととした(下線は当広報部による)』として、以下の5点を提示している。

- 医療費通知の積極的な実施
- 具体的基準を設けていない多部位、長期、頻回の申請書に対する文書照会や聞き取りの実施
- 柔整療養費の適用範囲の周知
- 保険者が有する権能(返戻、支給・不支給の決定など)を委託することはできないと強調さらに、別添資料を添えて、民間業者に委託できないものを列記
 - ①返戻の決定
 - ②文書照会の要否の決定
 - ③審査の決定
 - ④支給または不支給の決定
 - ⑤被保険者からの聞き取り
- 申請書の「返戻」は、記載内容や添付書類の不備の補完することが目的であり、明確な理由を示さずに返戻を繰り返さないこと

以上は、実際に細かな内容を新たに付け加えた上に、更に『保険者におかれても、下記の取組等を適切に実施するとともに(中略)管下の保険者に対し、柔整療養費が適切に取り扱われるよう、ご指導、ご協力をお願いする』と、行き過ぎた文書照会を行う保険者への是正を求め、管下の保険者へも周知徹底を促している様子が見て取れるのだ。

【資料A】平成24年3月12日事務連絡



しかし、保険者側はあくまでも支払者であって、最終的には利益追求が根底にある。そのため【資料A】の上から二つ目の下線部分「具体的な基準を設けていない多部位、長期、頻回の申請書に対する文書照会や聞き取りの実施」の解釈を曲げて「具体的な基準はなくとも、多部位、長期、頻回の申請書に対する文書照会や聞き取りを積極的に実施せよ」と曲解し、かなり強引な文書照会を頻発する方向へと動いたのだ。いわゆる「H24年の四課長通知の誤用」問題である。

そこで厚労省は、一年後のH25年3月19日付の『柔道整復師の施術の療養費の適正化への取組について』の適切な実施についてでは前年に発出した【資料A】の内容を踏まえた上で更に『この通知は、患者調査等の実施にあたり、「被保険者及び施術者等の負担軽減」、「支給決定までの迅速化」及び「手続きの公正さ」といった点を勘案しつつ、保険者が療養費の適正化に取り組むことを主願としている（下線は当広報部による）』として、別添に【資料A】の内容を詳しくまとめた資料を添付している。そこには、新たに下記のような詳細な説明記載がある。

- 施術後の文書照会まで相当期間が経過すると、
患者の記憶が曖昧になり照会の意義が薄れることから、**適切な時期に実施すること**
- 調査票は、患者にわかりやすい照会内容や記述しやすい回答欄の作成に努めること
- 患者の立場に立って、患者にわかりやすい質問内容とすること
- 誘導的な聞き取りは行わないこと
- 文書照会の選定対象基準を事前に策定すること

これは、保険者等による調査の内容及び方法が、保険者側の先入観や仮定の判断を踏まえた一方的で誘導的な聞き取りとなっていたことを改善する為の通知であったことが明確に示された内容となっている。

それでも尚、被保険者向けのパンフレット等に、これらの通知内容の趣旨に反する記載をしている保険者等に対しては、間を空けずにH25年11月22日付で厚労省は事務連絡を出しており、そこに具体例を記載して再度誤りを正すように指示している。

★ 外傷性の捻挫・打撲・挫傷と骨折・脱臼の応急処置（2回目以降は医師の同意が必要）は、健康保険適用となります。

○厚労省→応急手当の場合、医師の同意は不要。その回数は必ずしも1回限定ではない。

★ 施術が長期間（3ヶ月）にわたる場合は、一度、医師の診察も受けるよう厚生労働省からの通達もされています。／長期間（3ヶ月以上）の柔道整復師の施術には、整形外科などの医師の同意が必要です。

○厚労省→医師の同意が必要なのは、骨折・脱臼の場合で、また「3ヶ月を経過すれば一律に医師の同意が必要」との通達は出していない。

★ 原則として健康保険は使えません。

○厚労省→柔整施術は療養費の支給対象である。

以上に示された事例は、医師の同意は、捻挫・打撲・挫傷であっても、骨折・脱臼も含め3ヶ月を越えたものはすべて医師の同意が必要と解釈しているのをはじめ、原則保険が使えない償還払いとの混同など、目を被いたくなる程の誤りのオンパレードだ。

療養費を扱う保険者がここまで無知、或いは間違うとは到底考えられない。まるで、敢えて間違えた振りをしているかのようだ。確かに不正を行う施術者がいるのは事実で、それ自体が最大の悪である。そして、それを何とかしたいという思いは日整も同じであり、厚労省もその根絶のために繰り返し協議しながら問題の解決を目指している。

そうした中で、こうしたごく一部の保険者による「**不正な支払い抑制策**」とさえ思える行為は、保険者側の先入観や仮定の判断を踏まえた一方的で特定の方向へ誘導する意図的なプロパガンダとも言え、立場を逆転させた『**支払者側の不正**』と言ってもよいのではないだろうか。



●審査会の権限強化が始まった！

そして、厚労省の通知行政はその後も続いている。

H 29年9月4日付の『柔整審査会の設置及び指導監査について』の一部改正について（保医発0904第2号）では、この通知から約18年前となる**H 11年10月20日付**（保険発第139号）で「柔道整復師の施術に係る療養費に関する審査委員会の設置及び指導監査について（通知）」で示した内容の一部を改正し、翌月のH 29年10月1日付で適用することを知らせている。

いよいよここから「柔整審査会の権限強化」が動き出すことになる訳だ。内容は別紙に「柔道整復療養費審査委員会の審査要領」の改訂版が示され、重点的に審査する点として新たに「部位転がし」が追記されている。その定義は「同一施術所における同一患者の負傷と治癒等を繰り返す施術」とあり、まだ曖昧かつ不明瞭な状態ではあるが、いずれさらなる方向性が加えられるものと思う。

また、これまで記述がなかった「審査の方法」についても、形式審査、内容審査及び傾向審査・縦覧点検が示された。これまで長年に亘って社団がその必要性を訴え続けてきた「傾向審査」が、ようやく陽の目を浴びて威力を発揮することとなった。

これで、組合健保等の保険者審査で主に行われてきた「一枚のみの申請書からの審査」ではなく、同一施術所の請求内容の傾向を確認することが可能となり、不正の申請書をより鮮明に炙り出せるようになる訳だ。

さらに、その流れと同時進行させて、厚労省は**H 30年5月24日付の『患者照会について』**では、厚労省に「保険者の不適切な被保険者照会の窓口」を設置したことを連絡している。（都柔整会員には令和元年9月12日「会員再送済み」）

これは、厚労省が繰り返し適正に実施するよう求めているにも拘わらず、「患者への不適切な文書照会」を継続している保険者名やその方法等についての苦情の窓口を設置したというもので、厚労省担当課が直接このような対応を実施することは極めて異例のことだ。一部の保険者による患者調査（民間業者へ丸投げした二次点検）が如何に不適正な状態を続けているのかを裏付ける通知と言える。

こうした施術者側と保険者側の双方へのアプローチは、これまで“山の如く動かなかった”厚労省とは明らかな違いが見て取れる。その背景には、第1章の【1】「規制緩和の影響」で明らかになった、「医科」「歯科」「調剤」「柔整」「鍼灸」「マッサージ」といっ

た医療系職種の中で、柔整のみが究極の“墜落状態”を示している現実が見えてしまったことがあったからに違いない。

そして、「令和」直前となる**H 30年12月17日付の『柔整審査会における柔道整復師への面接確認について』**では、47都道府県の柔整審査会が新たな審査方法によって“特に悪質な請求をした疑義のある柔道整復師への面接”を促すものであった。

「柔整審査会の設置及び審査要領」を明確にした**H 29年9月4日付の事務連絡**と「疑義のある施術者への面接」を促したこの**H 30年12月17日付の二つ**を合わせると、“平成の大改革（「業界改革」「教育改革」）”がを目指した最大目標である『“不正な柔整の排除”による“正しい柔整への再評価”と正しい報酬分配』を進めようとする方向性が見事に見えてくる。

そして、勿論これらの通知や事務連絡が厚労省から発出された背景には、日整による積極的な働き掛けがあったのは言うまでもない。そうした改革に対する決して諦めないアプローチが「誤りを正そう」とする厚労省を動かしたのだ。そして、効率的に事態を改善できる方法を模索していた厚労省へ、日整が作成した特製のカードを手渡すことができた訳だ。

さて、厚労省の通知行政での対応に、H 24年頃から変化が見られたことは解った。そして、我々が望む方向へ行政対応が動き始めているのも間違いない。ところが、正にそのH 24年頃から「柔整療養費のみが激減する」という事態が始まっているのだ。

会員諸兄からは、その理由として「接骨院が多過ぎる」、つまり同地域内での過当競争の影響だという意見、特に公益活動を行わずに不正広告等を行い、あまりに直接的に利益のみに走る個人契約者とでは勝負にならないといった意見が多い。

さらに、「介護保険によって高齢患者が減った」「保険者の調査による患者の通院抑制」「医師会との連携不足」等も聞く。しかし、どれも単一の理由だけで柔整療養費にここまで激減が起こり得るだろうか。これらは皆つながっているというのが最も正しい分析なのかも知れない。

とはいっても、すべてを併せた複合的な理由だったにせよ、医療系職種の中で、唯一、柔整だけが大幅に減少する理由にはなり得ない。もっと直接的な“ビックバン”的な原因、大打撃の真の犯人がいる筈だ。そろそろその正体を特定したいと思う。

●社団と個人の比較から見えるもの

前のページで柔整療養費激減の原因の一つと思われた「施術所過多＝同地域内での過当競争の激化」については、【表3】【表4】(P.7)に於いて、他の医療系職種との施設数の増加推移から業界全体での比較をした結果、柔整以上に薬局や鍼灸の施術所の増加が確認でき、施設数の増加に伴って医療費・療養費が増えている様子が見えた。

そして、柔整施術所数は増加しているながら、療養費だけが他と比較にならないほど下がっている現状からは、過当競争が療養費減少の理由という説明がつかない。

しかし、過当競争の相手となる個人契約者を問題視する意見もあったことに加え、今回は「社団と個人契約者との比較」をしていなかったので、療養費と施設数の増減比較を年別に【表5】にまとめてみた。

先ず目を引くのは、柔整療養費全体ではH23年をピークに下がり続けていることだ。

そして、社団は療養費及び施術所数ともに減少しているのが一目瞭然。こうした中で、療養費の対前年比では、柔整療養費全体の対前年比をはるかに上回る値を示していて、施術所の減少数が年々増えているのが解る。

一方、個人契約の療養費はH25年に減少が見られた以外はH27年まで増加を示している。しかも、柔整療養費の総額が減少しているにも拘わらず、個人契約の療養費は増加している年があることには驚かされる。それでも、最新となるH28年以降はやはり減少傾向に転じている。また、施術所数に関しては、H24年頃までは毎年約2,000軒以上増えていたが、H25年以降は約1,400軒程度の増加に留まっている。

こうした比較からは、柔整療養費全体の大幅減少(6年間で-648億円)の内、同期間にでは社団の減少は-470億円に及んでいて、その比率が何と約72.5%であることが解る。そして、社団の施術所数はH24年に9軒だけ増加したが、それ以降は連続で減少しており、組織率は業界全体の僅か32.2%にまでに下落してしまっている。

個人契約は、療養費大幅減少の内-178億円で、その割合は全体の僅か約27.5%に留まっている。その反面、施術所数では業界全体の増加率を遙かに上回り、その比率は全体の何と67.8%に及ぶという状態だ。

つまり、柔整業界全体の大幅な減少の殆どが社団会員に集中しており、「柔整大下落傾向」は、「柔整業界だけに」ではなく、「社団だけに」強く影響していたということになる。

●介護保険の影響

さて、次に「介護保険によって高齢患者が減った」という部分についても考えておこう。

まず、介護保険自体は他医療業種にも同様に影響を与えていていると考えられるが、フレイルのように運動器系の機能減退があると転倒等によって外傷を起こすことも考えられる。逆に転倒等の外傷によって、運動機能の低下を引き起こす可能性のあった高齢者が、これまで柔整に通院していたこと等を合わせて考えると、現状の介護の受け皿として、病院から介護施設へと流れてしまうケースは少なくないだろう。

また、要介護までいかなくとも要支援(介護予防)という部分では、筋肉や関節の痛みを伴う可能性も高く、柔整ともリンクする場合は少なくない。家族構成や独居等の家庭環境等もあって、送迎という手段を持つデイサービスへ通所する選択肢を選ぶ高齢者及び家族が増加するのも必然だろう。そして、その分は柔整へもリンクし打撃となっている筈だ。

そして、介護分野で最も伸びているのが、訪問マッサージや鍼灸等であることを考慮すれば、柔整のみがこの分野で出遅れてしまったことが「柔整のみの大減少」の一つの理由になっている可能性は高い。

しかし、柔整の施術対象は高齢者に集中している訳ではない。後期高齢者の比率は低くはないとしても、やはり、介護保険だけが原因ではないだろう。

【表5】社団と個人契約の比較 (療養費: 億円 / 施術所数: 軒)

	柔整業界全体		公益社団		個人契約	
	療養費	施術所数	療養費	施術所数	療養費	施術所数
平成23年	4,085 +17 -2.4%	40,214 2,217 5.8%	1,649 -50 -2.9%	16,574 -17 -0.1%	2,436 67 2.8%	23,640 2,180 10.2%
平成24年	3,985 -100 -2.4%	42,431 2,217 5.5%	1,534 -115 -7.0%	16,583 9 0.1%	2,451 15 0.6%	25,848 2,208 9.3%
平成25年	3,855 -130 -3.3%	44,001 1,570 3.7%	1,445 -89 -5.8%	16,533 -50 -0.3%	2,410 -41 -1.7%	27,468 1,620 6.3%
平成26年	3,825 -30 -0.8%	45,572 1,571 3.6%	1,411 -34 -2.4%	16,492 -41 -0.2%	2,414 4 0.2%	29,080 1,612 5.9%
平成27年	3,789 -36 -0.9%	46,798 1,226 2.7%	1,375 -36 -2.6%	16,346 -146 -0.9%	2,414 0 0.0%	30,452 1,372 4.7%
平成28年	3,626 -163 -4.3%	48,024 1,226 2.6%	1,264 -111 -8.1%	16,122 -224 -1.4%	2,362 -52 -2.2%	31,902 1,450 4.8%
平成29年	3,437 -189 -5.2%	49,050 1,026 2.1%	1,179 -85 -6.7%	15,793 -329 -2.0%	2,258 -104 -4.4%	33,257 1,355 4.2%
6年間増減数	-648 (-100%)	8,836 (100%)	-470 (72.5%)	-781 (-8.8%)	-178 (27.5%)	9,617 (108.8%)
6年間増減率	-15.9%	22.0%	-28.5%	-4.7%	-7.3%	40.7%
H29年値	3,437 (100%)	49,050 (100%)	1,179 (34.3%)	15,793 (32.2%)	2,258 (65.7%)	33,257 (67.8%)

*個人契約の枠内は、業界全体から社団の数値を減じて算出した。

***黄色枠部分**は、隔年データを÷2し前年分に加算して独自算出した。

●水面下の流れ

そして、「頻発する保険者（或いは委託された民間業者）による文書照会による患者の受診抑制」という問題が残された。既に厚労省による通知行政が頻繁に行われた事実を詳しく考察したが、実はそれは厚労省側の視点からの考察で、保険者側からみた照会文書（患者調査）の意味合いとはまったく異なるものだ。

そこで、もう一度視点を変えて最初から見直してみることにする。何度も繰り返して申し訳ないが、こうした作業からしか見えてこないものが実際にあるのだ。暫くお付き合いいただきたい。

柔整療養費激減の源流は、平成の初めに二つの規制緩和が行われたことにあった。その影響で、モラルを守らない柔道整復師が急増し、柔整療養費が増加し、業界自身による浄化力が及ばなくなってしまった。同時に不正受給報道も増えて社会問題化し、H21年に民主党の行政刷新会議・事業仕分けの際に事実無根の風評被害を柔整業界は受けた。その影響でH22年には、会計検査院が柔整療養費への対応強化を指示した。会計検査院の報告というは、行政にとっては絶対命令に等しい。その命を受けた厚労省は、H22年の料金改定に於いて6つ以上の付帯条件等をつけ、請求部位数を減らし、通減を強化した。

そして、保険者も国民医療費の僅か1%でしかない柔整療養費をターゲットに絞り、その削減策に動き出す。国民医療費の僅か1%とはいえ、約4,000億円は巨額であることは間違いない。しかし、その「すべてが不正ではない」ことや「真っ当に正しく地域医療に貢献している柔整師への正しい報酬」が含まれているという視点が、この時期の政府や保険者には乏しかったようと思う。柔整療養費が極端な減少に転じたのは、正にこの改定直後のH24年以降だ。

しかし、一度大きな流れが生まれると、すぐには止まらない。そして、この流れの根底には「柔整=不正」という基本的な概念が、H21年の段階で行政や保険者に強く擦り込まれてしまったことがある。

さらに、政府や行政が陥った「誤ったデフレ対策」を20年以上も続けているのと同様に、「無駄を排除する」という儉約思想に基づいた規制緩和路線は、続くH24年の療養費改定に沿う形をとりながら、柔整療養費の総額削減を目指した「柔整療養費の在り方」を検討する専門委員会が公開の場に設置された。その構成員には、柔整業界、保険者、双方に中立の有識者、担当の厚労省という布陣となった。とは言え、

「在り方」とは存続自体を考え直すことも可能な位置付けだ。そして、保険者から示されたのは「保険財政が厳しい状況」と「柔整療養費の増加」を対立軸にした適正案だった。しかし、実は保険財政が苦しくなっているのは、日本の国民構造が高齢化・少子化となっているためであり、特に高齢化による医療費高騰、高齢者保険への拠出金負担が膨張していることが最大の理由であり、完全な責任転嫁である。

また、柔整療養費が東西であまりにも差があるという地域格差が問題視され、「長期・多部位・頻回」という項目から見た都道府県別の傾向が、大阪と和歌山等を中心とした西日本が、東北等の東日本と比べて飛び抜けて高いとの指摘だった。

さらに、そこへ既に誤りと判明していた「医療費を上回る勢いで増加する柔整療養費」というキャッチフレーズがステレオタイプのように使われ続けたのだ。

こうした議論が進められたH24年の時点において、まさにその年を起点として柔整療養費が激減を始めている様子はリアルタイムでは把握できなかつた。というのは、こうした統計値が集計され発表されるのは2年後のことになるからだ。

さらに、中立である筈の有識者の中から、柔整と競合しやすい整形外科医が、中立の立場を越えて自論の「柔整批判」を展開したのを切っ掛けに、保険者側はそれに乗り一気に大幅削減を呼び出したのだ。

要するにH21年の事業仕分け以降の僅か3年間に、柔整業界崩壊に向けた大きな流れを保険者や競業者がレンツシーキングの要領で作り、それに政府を巻き込んで、自らの財政再建を実行したという訳だ。

ところが、H24年の柔整療養費の減少が見え始めても保険者の勢いはもう止まらない。異変に気付いた厚労省は正にこのH24年に四課長通知を出して、「不正を行ふ柔整師には厳しい対応」を実施して、「正しい柔整師に悪影響が及ばないように配慮して」と呼びかけたのだが、保険者の耳には前段しか聞こえない。いや、後段は聞こえなかったことにしたのだろう。

その後、厚労省は保険者に向けて、繰り返し「正しく適正化するために、正しく照会文書を出すよう」に協力依頼を発出し続けた（P.12～P.13の「●間違いを正す改革の始まり（通知行政の光と影）」）。

しかし、結果的に保険者は行き過ぎた「患者調査」を繰り返し、保険者自身が想定していた以上の結果を出したことに味を占めてしまったということだろう。それ故に未だにこの明らかに間違った、そして行き過ぎた方法が続けられているという訳だ。

● 医療費との「仕組み」&「対応」の違い

医科では、患者自身が医療施設で支払いをする時に費用明細等を出せるようにするためのシステムを開発するため、事前に相当額の補助金が出されている。その上で「医療費通知」を使って、患者本人に医療費がどれだけ使用されたのかを直接通知することで、不正の有無の判断を被保険者である患者本人に通知する方法がとられている。

しかし、柔整の場合はそうしたシステムを構築するための補助金もなく、仕組み自体が構築されていない。その上、特定の年月の通院日や日数、実際に支払った費用、施術箇所、外傷であるのか否か等を確認する「患者調査（調査票）」が患者本人に送られる。

このように、「医科」「歯科」「調剤」等の医療業種では決して行われない患者調査だからこそ、H24年の四課長通知を“錦の御旗”にして、現在も続けられているのだ。その内容についても、医科では決してみられないような強硬な姿勢がとられている。

そして、厚労省は度々そうした行為を改善するよう求めたが、一向に改まらないことはP.12～13の「●間違いを正す改革の始まり（通知行政の光と影）」でも確認した通りだ。しかも、患者に送られる実際の文書には、H25年11月22日付の事務連絡で厚労省が「正しい適正化の趣旨に反する記載の改善」を求めたにも拘わらず、各保険者が被保険者向けに配布するパンフレット等には、どう見ても意図的な「接骨院に通院してはいけないと思わせるような表現」や「あたかも通院している接骨院で不正が行なわれていると誤解させるような表現」が含まれているのだ。

他の医療業種では「かかった医療費の通知」等に留め、決して「歯科医院への通院を妨げるような表現」や「薬局での処方を妨げるような文言」はない。

こうした悪質な表現は、例えそれが「適正化」を目指すという目的があったにせよ、まったく事実ではないことを、あたかも事実であるかのように宣伝する行為であり、決して許されるべきではない。だからこそ、厚労省は何度も改善するよう求めているのだ。

しかし、こうした保険者の行き過ぎたイメージ戦略は、「保険者自身が想定していた以上の結果を出した」通り、眞面目な日本人には効果観面となった。

こうして、柔整の“照会文書”による“通院抑制”が今も行なわれ続けている。これが現実なのだ。

そして、これが、「医科」「歯科」「調剤」とはまったく違って、「柔整療養費のみ」が大きな減少傾向となっている原因の一つと言える。

● 療養費の中でも柔整は特別

さらに、療養費の中でも「柔整」だけは特別な存在となっていることがある。それは、長い間、受領委任払いという仕組みが許されていることに関係する。

H31年1月1日からは「鍼灸」にも受領委任が許されるようになったが、それでも鍼灸やマッサージが療養費の請求をするためには「医師の同意が必須条件」だ。しかし、柔整の場合は骨折・脱臼については基本的に医師の同意が必要ではあるが、それでも応急手当等の初期対応はそれが除外されている。

そして捻挫・打撲・挫傷については医師の同意は必要ない。ここが療養費の中で柔整だけが、他と大きく異なる環境にあることを鮮明にしている。

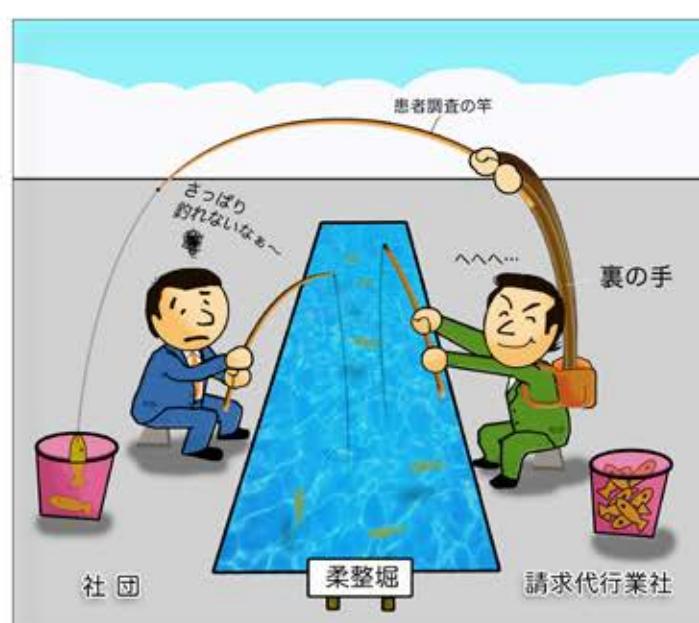
さらに、既述した通り、受領委任による健康保険の使用が許されるため、療養費全体の内訳でも、柔整は療養費全体の約68.0%（H23年～H29年の平均）を占めており、はり灸は全体の約6.8%（柔整10分の1）、あん摩・マッサージは全体の約11.7%（鍼灸の約2倍）その他（装具・輸血）が約13%という大凡の比率となっている。

柔整は受領委任の使用ができ、療養費の約7割を占めるからこそ、保険者は柔整を目の敵にし、前項で見たような患者調査が行われているのだ。

そして、同様に受領委任が使えるようになった鍼灸については、予め医師の同意があるため、調査自体が行いづらいという背景もあるようだ。

こうしたことが、療養費（柔整・鍼灸・マッサージ）の中で、「柔整のみが減少する」理由と考えられる。

しかし、さらに解明しておかなければならぬことがまだ残されている。それは、柔整療養費の「大幅減少」が特に「社団に集中」した理由だ。



●療養費の減少が「社団」に集中する理由

施術所比率では32.2%まで減少した社団が、柔整療養費の「減少」額全体の72.5%を負い、全施術所数の67.8%まで膨張した個人契約が、療養費大幅減少の僅か27.5%で済んでいる理由とは何だろう（【表5】一番下）。

実は、既に確認したように「患者調査（二次点検）」が、「通院抑制」作用を持つことを知った保険者は、それを最大限に利用して、本来ターゲットとすべき「不正が疑われる柔整」だけを対象とするのではなく、「通院した療養費の通知」に留めるべき「正しい施術及び請求をした柔整」にまで実施範囲を拡大したのだ。

そもそも患者調査（照会）は、何らかの疑義がある者を公的審査会で絞り込み、そこを対象にして実施することで、効率的かつ公平に「適正」な審査・支払い業務が遂行できるように行うものだ。

それを、わざわざ「適正と判っている請求」にまで調査対象にするのは、正に「受診抑制」を広げたいという狙いがあるからに他ならないだろう。極めて悪質な行為以外の何ものでもない。

しかし、不正請求を行う輩に「適正化」の網が確実に掛からなければ、真の目的である「療養費の不正受給を減らす」ことはできない。正しい施術と請求をする者に濡れ衣を着せて打撃を加えれば、地域に残るのは「悪質な不正者のみ」になってしまふことを保険者は冷静になって考えるべきである。

そもそも、悪質な不正請求を行う輩は、敢えて不正を行っている訳で、その内容は真実である必要がない「完全な嘘」だ。そして、どうすれば不正な請求が通るかという一点で、不正行為を巧妙化させていくのだ。彼らに正確に網を掛けるには、編み目の破れた「古い網」を使っても効果は期待できない。

なぜなら、これまでに使われている「網」の特性を考え、そこをすり抜ける方法ばかりを彼らは考えているからだ。要するに審査方法を進化させる必要があるということだ。

そして、「古い網」は、その対象を「長期・多部位・頻回」という項目で分類したが、「不正」をする輩は、その網をすり抜けるために、既に「頻回でない=10回以内・多部位でない=2部位・長期でない=3か月以内」にすることで、「請求額自体も少額となる」ように請求の内容を調整していたのだ。すると、請求の一件単価は以前と比べて低くなる。

しかし、その対象となる患者は、そもそも柔整療養費の対象外となる上に「慰安」を目的に来院している人達ばかりなのだ。さらに敢えて保険対象外の

施術を保険対象よりも高額に設定し、そこでも利益があがるようにした上で、重複して保険施術を行ったりもしている。そこでは別療法として鍼灸やマッサージ、整体等が行われている場合も多い。当然、柔整以外の療法が行われれば、柔整療養費への請求は不可となるのだが、彼らにとっては「バレなければOK！」なのだ。

こうした輩へ保険者がいくら「患者調査」をしたところで、保険対象外として患者から徴収している部分に関しては、調査対象外と説明をしていたり、高額に設定したマッサージを保険で安価に受けられると患者自身が思い込んでいる可能性もある。その認識自体も外傷施術ではなく、慰安である可能性が高いのだが、巷に溢れた無資格の「整体」や「カイロ」との混同が招く混乱を故意に隠れ蓑にしているようだ。

そして、「古い網」の「長期・多部位・頻回」で掛かるのは、むしろ「正しい柔整」ばかりとなる。それは、外傷施術の柔整現場ならでは「外傷故に多部位・頻回」「痛みが強い故に頻回・長期」は不正ではなく実際に起こり得ることだからだ。しかも、そうなつてている現状を正しく記載することで正しい請求は認められるべきだが、保険者による「通院抑制」の対象は、こうした正しい施術者ばかりとなってしまっている。本当に悪い輩は、長期や多部位となれば請求金額が逓減された上に、内容記述をする必要があり、後に言い逃れができなくなることを怖れて、最初から長期にも多部位にもしないのだ。

「新しい網」は、長期・多部位・頻回の編み目をすり抜けても、長期を避けるあまりに短期間に細切れとなることを調査対象とし、例え多部位でなくとも、頻回でなくともヒットするようとする。しかし、この新しい網は単一の月では審査できない。数ヶ月分を縦覧点検することで、初めて内容が見えてくるものだからだ。さらに、健保で行われる「一枚ごと」の審査ではなく、公的審査会で行われる同一施術者の請求をまとめて比較できる「傾向審査」が強力な力となる。

また、保険者の「患者調査」は、民間業者に委託されることが多い。こうした民間業者の中には、その裏側で同時に請求代行業もしている業者も少なくない。正面では請求をし、裏側ではその調査をするといった具合だ。当然のことだが、自らが提出・代行をする請求には「部位転がし」という手法をとつて見逃し、「正しい柔整」の申請書にのみ患者調査を繰り返している。これでは、柔整療養費の「大幅減少」が業界全体ではなく、眞面目な「社団に集中」する訳だ。しかも、不正をする者ばかりが得をするよう保険者は患者調査をしていることになる。

● 「患者調査」が “不正な柔整”を助長している

繰り返すが、「疑義申請書」を対象とした“患者調査（二次点検）”の実施と、「疑義申請書」を多く提出する「疑義施術所（接骨院）」だけを対象とした“面接懇談”的実施が、本来の目的である「不正を排除すること」に繋がり、それこそが“柔整療養費の適正化”的正しい方法である筈だ。

ところが、正しい柔道整復師にまで強引な大打撃を与える、まるで「柔整療養費の総額削減」を目指すような行政や保険者による「患者調査」の取組みは、恰も「通院抑制」という名の劇薬を使用したかのように、正しい柔道整復師だけの体力を極めて強烈に奪ったことが各種統計からも明確に示された。

しかし、本来削減の対象とすべきだったのは、不正請求をしていた者達であり、その輩が「長期・多部位・頻回」という網から逃れるために新たに考え出した「部位転がし」という方法をも見破ることだった筈だ。ところが、保険者はその「審査」の方法においても、今、保険者が主に進める“1枚ごと”的審査にこだわり続けたため、悪者の悪知恵を見抜くことができてはいない。今回、“1枚ごと”的審査では本来の目的である“柔整療養費の適正化”が達成できないという現実がはっきりと裏付けられた。

さらに、保険者は患者調査による「受診抑制」機能への期待を膨らまし続け、正しい請求者への劇薬を使い続け、本来懲らしめるべき不正請求を見過ごしだけでなく、逆に保険者が切り札のように使用していた「患者調査」を、絶対に組んではならない「裏で不正請求を行なっている請求代行業」に委託してしまったのだ。その結果、柔整業界の秩序を破壊し、不正な請求をする者達だけを助けて増殖させ、さらに新たなアイテムを渡して助長させてしまったのだ。そのことが今回のデータ分析からはっきりと見えた。

それにも拘らず、現在も尚、正しい施術者だけにしかダメージを与えることができない“劇薬（片寄った患者調査）”を、保険者によって雇われた「仮面を被った“悪しき柔整”」に使わせ続け、“正しい柔整”が“悪しき柔整”との過当競争に打ち勝つ力を根こそぎ奪い、さらに正しく生きていく経済力をも兵糧攻めにする「ダブルパンチ」を与えて続けている。

これ以上「清」き者が減り、「濁」りし者が増え続ければ、制度も業界も維持できない。保険者よ、早く目覚めて欲しい！保険者が今すべきことは、柔整業界の崩壊ではなく、柔整療養費の適正化の筈だ！

● 業界の崩壊の可能性

見てきた通り、業界規模は恐ろしい速度で縮小している（6年間で-648億円）。年平均で-108億円、このままのペースなら約30年後には業界は消滅する。

だが、現実には計算上の一定ペースでの減少など有り得ない。それは、社団の施術所減少率が徐々に上がり、増加していた個人契約ですらH28年からは一気に減少に転じていることからも、このまま何もしなければ上記のシナリオは現実のものとなるのは間違いない。現実に社団の施術所は減り続け、個人契約の施術所は増加している。接骨院の増減数は新規開業数と廃業数の相殺であり、結果として個人契約の施術所数が年次増加して現在の（H30年の衛生行政報告例によれば）総施術所数50,077軒、内訳では社団が15,492軒（全体比率30.9%）、個人契約が34,585（69.1%）軒となってはいるが、上記の柔整療養費の減少速度や、P.8（●同一業種の施設数の「飽和値」は？接骨院はまだ増え続けるのか？）を踏まえると、今後は全体の数は微増を続けたとしても、さらに社団の施術所減少率が上がるだけだろう。そして、社団の比率がもしも20%を切ってしまうことにでもなれば、柔整業界内の存続維持ラインが崩壊してしまう可能性もある。

というのも、行政や保険者と対等に交渉可能にするためには、唯一の業界団体である公益社団法人日本柔道整復師会が、ある程度以上の組織率を維持しておく必要があるからだ。もしも、そこが崩れた際には、厚労省も保険者も柔整業界との交渉窓口を閉ざし、自らの判断だけで勝手な方向へ、さらにぐんぐん突き進んでいく可能性は高い。そうなれば、何が起こるのかはすぐに想像ができる筈だ。

公益社団日整の組織率が崩れても、個人契約が沢山いるのでは？と考える者もいるかもしれないが、個人契約というのは、あくまでも組織を形成しない柔整師個人のことで、いくら多くの個人契約者がいようと、それらを代表する立場にある者は一人も存在しない。請求事務の代行をする業者はあっても、それは事務作業の代行契約をただけに過ぎず、レセコン等のリース業者と代わりはない。そのような業者が業界を背負っていると言っても、厚労省や保険者が認める筈もない。今すぐにでも業界崩壊のスイッチと化した「保険者による行き過ぎた患者調査（二次点検）」と、その作業を受託している「民間業者の選定方法・作業方法」を大きく見直させなければならない。それが危機回避への最も早い近道だ。

● “劇薬”を中和するもの

前項で見た「業界の崩壊シナリオ」は、このまま業界が何もしなければ現実のものとなり得る話ではあるが、すべての柔道整復師とそれを頼りとして通院してくれている地域住民のために存在する日整が、このまま何もしないで指を咥え、ただ座して最期を待つツモリなどあろう筈もない。危機管理策として最悪の事態を想定し、現状でやるべき事を整理し業界改革に至った訳だ。しかし、そうした準備をしても共に動く仲間がいなければ、この小さな業界を行政や保険者の強い圧力から守れはしない。

そして、実は「劇薬」の《毒》を中和する方法についてはすでに進行中で、その中の幾つかは水面下でもう動きはじめている。それらは、昨年から改革した一段階目となる「教育改革」「制度改革」がスタートしたこと、ゴール地点が見えたものも出てきている。そして、ここからは直撃の交渉もスタートする。

それでも、今回の一連の改革の動きが直接見えず「改革の果実を実感できない」と嘆く者が多かった。それどころか、組織の役職を務めるような者の中にも、正しく業界の現状を把握できずに「今は動かない方がよい」と、自らが何もしない事への言い訳を展開する者までがいるようだが、化石のように動かないことで現状を開拓できる事を裏付けるデータも、何らかの対応策をも彼らからは提案すらされてはいないのが現実だ。

そこで、今号の特集では「いま何が起っていて、どうすればいいのか」について、細かくこれまでの経緯等をも紐解きながら説明を加えたため、理解していただけた会員も増えたことと思う。ここからは、この先に何をするかを考えてみたい。

行政や保険者によって、業界に劇薬が投入されて大混乱となった最大の原因は、業界内のそれぞれの立場にある者自身が、「協定」と「契約」で定めた「受領委任」の内容とその違いについて、正しく理解しきれていなかったことにある。

そこで、もう一度原点に立ち戻り、何年もかけ、いま運用中の“柔整制度”を、本来規定された通りに正しく運用させるために、現状に合わない部分には新たな“釘”や“楔”を打ちつけ、繋ぐべきを繋ぎ、切り離すべきを切るために、この「改革」が進められることになった訳だ。

しかし、平成当初からの約20年あまりは、業界にまだ余力が残っていたこともあって、業界の自浄改革へ腰を重くする者が多く、実際にこの「改革」が動き出すまでに何と30年という、あまりにも長



い期間がかかつってしまった。その間のタイムラグが、業界内の統率を乱し、その流れに保険者までもが乗じて、柔整の制度を勝手にねじ曲げて、平成の規制緩和により自身も受けた財政基盤への打撃を回復させる為に、この柔整業界をターゲットとして“劇薬”を開発し、使用し続けている。その流れは直接“劇薬”的な使用をしてはいないものの、柔整審査会までもが「籠を緩める」病気に感染し、本来の役割から逸れて行なったものもある。それらの代表的なものを下に列記する。

- ①厚労省から柔整療養費の審査について、「柔整審査会」へ委託するようにとの指示が出されているが、それに従わずに各保険者ごとの全く基準の異なる審査を実施している
- ②保険者調査として行う「照会文書」について、自ら行わずに民間企業へ委託することは認められてはいるが、委託してはならないとされることをも全て丸投げにして実行させている
- ③柔整療養費の申請書の「受付」と「返戻」が規定通りに行なわれていない
- ④疑義申請書を長期に亘って出し続けている施術所について、面接懇談等を実施する方向で厚労省より要請が出されているが、現時点では実施していない柔整審査会が多い

これらは、保険者等の身勝手な都合によって、実施されていることばかりだが、これらを改善することで、確実に“劇薬”的な毒を中和、或いは解毒する機能を果たすことになる。次項では、「ここから先に何をするのか」といった視点で、上記①～④についても個別に考察してみたい。

【3】今すべきこと

●異なる審査方法を統一する

今、社会保障費の一部である柔整療養費を騙し取る輩の「不正」の手法は、従来からある「近接傾向・多部位傾向」と、最近増えている「部位転がし」という二つの方法が主に用いられている。

そして、毎月何十万件という膨大な申請書の中から、悪意ある「疑義申請書」だけを検出するために使われるには、「長期(3か月以上)・多部位(3部位以上)・頻回(月に10回以上)」という「基準」だ。しかし、それ自体は確かな裏付けのない「例えば」といった程度の曖昧なものでしかない。当然のことだが、こうした曖昧な“基準”に触れたからといって、それだけで「不正」と断定されることは決してない。そうではないからこそ、多部位や長期になった具体的な内容を申請書に記載することになっているのだ。

そして、提出された申請書を審査する方法には、以下の3つの方法が主に使われている。

一つ目は、すべての申請書に対して、上記の基準を当てはめてチェックする、いわゆる「一枚ごとの点検」方法。二つ目は、申請書を一度、施術管理者(施術所)ごとに分類して、その上で基準を当てはめ、同月内であっても、そこに見られる傾向を見る「傾向審査」という方法。そして最後の三つ目は、数ヶ月、或いは数年という長い期間を通しての縦覧点検をする方法である。

一つ目の“一枚ごとの点検”では、実は初めから悪意を持って内容を偽装した不正、いわゆる【部位転がし】の請求を検出することが難しい。

しかし、二つ目の審査方法では、施術管理者ごとにまとめて見ることで、複数の異なる患者への施術及び請求の傾向を確認することが可能になる。例えば、【部位転がし】の請求に見られるような「2部位以内、1~3か月以内で初検と治癒を繰り返す、月に10回以内」といった申請書の比率が高ければ、それをすぐに検出できる訳だ。

そして、三つ目の「縦覧点検」は、特定した期間を追って、その間の複数の申請書を並べ、長期的な視点から傾向をみることが可能だ。そして、長期施術の実態が見えると同時に【部位転がし】の「転がし」の実態がくっきりと確認できる。しかし、この方法は、健保組合で主に行われているが、“一人の患者についての長期的な縦覧”は可能だが、複数の患者をあわせた施術者(施術所)ごとの請求傾向を把握すること

はできない。

また、従来型の「近接傾向、多部位傾向」を見るやり方についても、一枚ごとよりも施術者(施術所)ごとで比較するからこそ、その傾向が鮮明に見えるのだ。これらの手法のどれか一つだけでは、やはり見過ごしてしまう可能性が高いことになる。

例えば、比較的大きな企業の健康保険が対象となる「健保組合」は、よほど大きな工場等が隣接している施術所のような場合を除けば、同一自治体の中の一つの施術所から一つの健保組合に提出される申請書の数はそう多くはない。そのため、施術者(施術所)ごとの傾向を把握することは非常に難しいという組合自体の特性がある。

しかし、国保連合会の場合、先述した通り、同じ自治体内に居住する、まとまった数の患者が同じ施術所に通院することが多いため、大量の申請書の中から、施術者(施術所)ごとに分類しても、相当数の申請書の傾向を見ることが可能になるのだ。

そして、協会けんぽも、その対象が中小企業であるため、それほど広くはない地域に集中した申請書が提出される。また、申請書を受付した時点で施術者(施術所)ごとにすべてを順番に並べて管理する方法がとられていることから、施術所ごとの分類も可能だ。

こうした保険者や柔整審査会による審査の仕方等によって、疑義申請書の炙り出し方にも特性があることが解る。そして、“一枚ごとの審査”はすり抜けられやすいという欠点を補うことを理由にして、主に健保連が行っている「患者調査」では『行き過ぎたやり方(柔整が不正であるかのようなイメージ付け)』や『不適当な民間業者(裏で請求もしている)への丸投げ委託』が多く見受けられ、その結果として“正しい柔整”を減少させ、同時に“不正な柔整”を助長させてしまう「劇薬」の副作用がそこに潜んでいることは前項で確認した通りだ。

これを打開するには、「疑義施術所を炙り出せる“施術者(施術所)ごとの傾向審査”を有効に使用可能な国保連合会の公的審査会に、できれば保険者同様に患者調査まで可能になる新たな「規定」を設定し、さらに審査会の権限強化を実施すれば良いだろう。

そして、厚労省が「公的(柔整)審査会」への委託を促している通りに、健保連もそこへ審査委託をすることで審査方法等をすべて統一すべきだ。

その上で柔整審査会で挙げられた疑義接骨院の申請書についてのみを、各保険者が独自に調査をすればよいのだ。

●誤った「受付」と「返戻」

次に、保険者および公的審査会が、個人契約の「受領委任取り扱い規定」を正しく運用していない為に、制度に大きな歪みが生じていることを確認しておく。

というのは、柔整療養費の申請書を保険者および公的審査会が「受付」をする際と、何らかの問題があつて申請書の「返戻」をする際の対応についてだ。

本来、「規定」通りに運用するのであれば、「協定」を締結している公益社団会員については、全会員の申請書は「会長委任」されているため、すべてまとめて提出され、保険者および公的審査会はそれを一括して受付ことになっている。

そして「個人契約」については、すべての個人契約者それぞれから個別に申請書の受付をすることになっている。ところが、実際には協定を締結している訳でもない単なる個人契約柔整師の申請書を「協定」の公益社団と同様に扱い、請求代行業者を利用する複数の個人契約者の申請書をすべて取り纏めて一括で提出し、保険者や公的審査会は受付している。これは明らかに受領委任制度違反だ。しかも請求代行業者を「請求団体」と呼んでいたりもする。

さらに、申請書の「返戻」の際にも個人契約者の場合は、申請した個人契約者ごとに直接返戻するのが正しい運用だが、「協定団体」である公益社団法人の扱いとまったく同様に「請求代行業者」にまとめて申請書を返戻する「受領委任制度のルール違反が行われてしまっている。

こうした請求代行業者の中には、さらに公的審査会から返戻された申請書を提出した個人契約柔道整復師自身に返すことをせず、その内容確認もしないまま勝手な「申し開き文書」を添えて、そのまま送り返しているところまであり、それが正しい自分の仕事だと勘違いしている業者までいるのだ。

請求者である柔道整復師以外が、請求内容を勝手に修正するのは明から様な「公文書偽造」であり、サービスと称して、そうした作業まで代行することは決して許されて良いものではない。保険者や公的審査会には、書類送付に掛かる費用を削減したいという意図があるようだが、過ちを許すこうした行為が、「個人契約」の契約自体を締結している訳でもない請求代行業者を増長させて、何でもやり放題の体質を作ってしまうのだ。そしてそれが、やがて取り返しのつかない重大な結果へと結びつくことになる。

●審査力の爆発的強化策（審査会権限強化）

H 29 年 9 月の厚労省の通知で「部位転がし」への対応と「傾向審査」等のアイテム追加が宣言されたが、H 30 年 12 月には「疑義のある施術者への面接」を促し、特に悪質な請求をし続けた疑義のある柔道整復師への直接の面接という「公的審査会の権限強化」が現実のものとなった。そして、本年（令和元年）から全国的に展開されて行くことになる。

すると、これまでの審査をすり抜けていた“不正な柔整”が、いよいよ淘汰されていくことが期待できる。また、“不正な柔整”同士の情報ネットワークによって、その影響が伝播すれば、悪徳チェーン店接骨院の減少連鎖に拍車がかかるのは間違いない。

そして、現実に取り締まることを可能とした「審査会の権限強化」は、これまでの“1枚ごと”的審査方法から“傾向審査+縦覧点検”へと進化し、『“不正な柔整”を見逃さなくなるだけではなく、現行の「受診抑制」を目的としている患者調査から、本来の目的通りの“不正な柔整”だけを標的にすることができるようになるのだ。となれば、必然的に“不正な柔整”施術所の減少は加速するだろう。それは同時に“正しい柔整”への“通院抑制”作用の解除（劇薬の中和、もしくは解毒）を意味している。

つまり、会員の多くが「改革の果実を実感できない」と嘆いたが、実は今回の改革の実行によって、すでに「劇薬」への対応はしっかりと進められていたことが明らかになった。さらに、この一連の変化によって、将来的には“正しい柔整”施術所の増加さえもが期待でき、協定と個人契約の比率が逆転する環境へ繋がる可能性をも秘めている。

そして、改革の“果実”は既にここにある。H30 年 4 月から新たに施術管理者になるには、「実務経験」が必須化されたことで、「チェーン店接骨院の新規開設」には 1 年間の準備期間が必要になった。さらに令和 6 年 4 月以降は「実務経験」が 3 年間になるため、さらに開設準備期間が長期化するので、“施術管理者”を目録しく交代させることで不正逃れをしてきた悪質な輩にとっては、今後はその“替え玉”としての人材不足さえもが始まっているようなのだ。

何れにしても、こうした流れを実現させる為には、先ず、柔整審査会に一刻も早く「面接懇談委員会」の設置を行い、「面接」を実施する必要がある。そして、そこが柔整業界の明暗を分ける分水嶺となる。社団も個人も含めた業界全体の視点が、いや保険者や医師会、行政等すべての視点がここに集まっている。

●新たな息吹

さて、「令和」の時代は、“正しい柔整には正しい評価”がされ、“不正な柔整には厳罰”がされる未来図が少しずつ見えてきたと思うが、この変革の真っ只中にも新たな柔整師が誕生する。

先ず、来年（令和2年）4月に柔整業界にデビューする新柔整師は、旧カリキュラムで学んだ最後の学生で、新カリキュラムに導入された「受領委任」や「倫理観」といった新たな教育は受けていないため、受領委任制度をはじめとする柔整師として知っておくべき最新の情報を修得していない。こうした情報不足から「不正な柔整」の格好の標的になりやすい。

しかし、若者達は情報通だ。既に、後輩たちは養成校で最新の「超音波画像」の授業を受けてから業界デビューすることを知っている。そしてさらに、卒業後に勤務者として積むべき「実務経験」の1年間（段階を踏まえ最終的に3年間）は接骨院で修業しなければ“施術管理者”になれない事も承知している。

すると、彼らは“就職先に求める条件”として、学生時代に教育を受けられなかった「超音波画像」が体験できる就職先を探す者も出てくるのではないだろうか。そして、過去には就職時の必須条件であった「週休2日」「高収入」等といった「生活向上視点」から真逆の「自分自身の資質の向上視点」へと、就職条件が変化する可能性もある。こうした流れが実際に起れば、それは“正しい柔整”を増やしていく効果を持つことにも繋がる。つまり、若い柔整師達が“正しい柔整”に向かうために必要な新たなレールは、すでに「教育改革」では敷いていたという訳だ。

さらに、再来年（令和3年）に業界デビューする新柔整師は「新カリキュラム」で教育された最初の柔整師達となる。彼らは既に柔整養成校教育の中で「超音波画像」の他「受領委任」や「倫理観」までも修得済みとなる。それだけではなく、「正しい柔整」による「臨地実習」での学生受入れが増やせば、学生達は校外の近隣接骨院での実習も含めて180時間の「臨床実習」も経験した上で柔整業界に参入することになる。彼らは、そこで“正しい柔整”を自ら体験し、理解することで“不正な柔整”に対する一定の知識と防備を可能とする術を携えて業界デビューすることになる。

こうした新たな息吹が、柔整業界を確実に浄化していくようになるだろう。次世代が活躍する「令和の柔整」に大いに期待したい。

●電子請求が大団円

H28年の「柔整療養費検討専門委員会」で、柔整療養費の「電子請求化の推進」のモデル事業をすることが既に決定している。

そして、柔整療養費にとっての「電子請求」は、単に紙媒体の申請書（アナログ）を電子データ（デジタル）に変えるという意味を遙かに凌駕する重要な要素を内包していることは、これまでにも伝えてきたが、そこには今回の特集で挙げた数々の問題や不正等を防止するだけではなく、逆に正しい柔整に光を照らす力を秘めているのだ。

そして、それは“1枚ごと”から“施術者ごと”的審査に変える“傾向審査”や“縦覧点検”という手法を加える新たな「審査基準」を当てはめて、柔整療養費の「正・不正」の区別と、「不正」自体の排除を効率的に実現し、尚且つ「正しい柔整」を「正しく評価する」ことも同時に可能にする。

そして何よりも、現在の申請書「1枚ごと」の点検を難なくすり抜けていた不正を、膨大なデータ処理を可能にするシステムを利用して、「意図的な悪」を簡単に炙り出すことも可能となる。しかも、その「不正抽出」の圧倒的な高精度から得られる「悪貨駆逐システム」の信頼性は、失われた30年分を取り返し、柔整師の社会的な信頼を格段に上昇させ、次世代の可能性を飛躍的に向上させることは間違いない。

つまり、今回の「制度改革」で示した方向性と、何よりも患者さんを中心軸に置いた「利他」の方向性とがピタリと重なり、同時に清濁混合のままの「單なる総額削減」や税収増加のための「規制緩和策や利益追求の競争型業界」等を、二度と柔整業界に導入させないという日整の“強い意志”が、今まさに柔整療養費の電子請求の実現に向けて動いている。

そして、それは何としてもこの柔整業界から「経済至上主義」を廃し、地域住民のための「正しい柔整」の技術を残し、それらを「正しく評価する」仕組みとして次世代に繋げ、地域で超高齢化が進もうとも、そこで柔道整復師が確実に機能する明るい未来を創り上げなければならないのだ。

柔整業界で社団が思い描く理想の「電子請求」が実現すれば、ようやくこの改革も大団円を迎えることになる。

●おわりに

最後に、始まったばかりの改革を振り返ってみると、気が付けば約20年もの歳月が過ぎ去っていた。今思えば、これだけの長い期間、ただ一点を見つめて前進して来られたのは、ただ一つ「何も変わらなかった」からに他ならない。柔道整復師が地域社会で尊敬され、立派に輝く存在にもう一度戻したい。そして、地域の人々の笑顔に繋げたい。ただそれだけなのだ。この長い低迷の間に、我が業界はいったいどれだけの泥を浴び、地を舐めたのだろう。しかし、ようやく時代が変わり、視点も流れも動き始めた。繰り返すが、柔整業界の改革はまだ始まったばかりだ。

かつて柔整は、地域に根付いて地域社会に寄与していた。また経済の面でも、医科に比べて安価な柔整は社会保障費の抑制を実践していたともいえ、地域の患者さん達は柔整に信頼を以ってケガや痛みを治すために接骨院を訪れていた。

これから日本は“在宅医療と在宅介護の連携”が進み、各地域では“地域包括ケアシステム”が構築されていく。そのシステムはまだ完成している訳ではなく、それぞれの地域の医療・介護の多職種の人達によってこれから創り上げていくものだ。その中で、柔整が自らを活かす、また他から活かされるのは、外傷への対応としての「医療」と、運動機能の低下予防に貢献できる「介護予防」の分野だ。そこでは地域に根を張った柔整師が活躍していくことになる。その景色は、規制緩和が行なわれる前の、柔整が輝いていた時代と重なり、柔整の真の姿を取り戻せるようにも映る筈だ。

【表紙解説】



今回の表紙は、人類が経験した事もない“超高齢化”への対応策が世界中から注目されている日本。そこで、医療系職種の各業

そこには「平成」時代に自らの営利を目的に柔整業界に侵入して、受領委任制度の歪みを利用して他のバランスも調和も気にせず、ただ自らの利益だけを上げる“請求代行業者”や“チェーン店接骨院”的経営手法には「地域」と繋がる力は伴わない。

今後進んで行く“地域包括ケアシステム”の中では地域力は必須であり、“正しい柔整”的地域力と連携力を正しく利用する為にも、自治体や医師会、そして地域住民に周知する必要がある。

そして、一日も早く「制度改革」と「教育改革」がもたらす改革の果実を会員と一緒に笑顔で味わいたい。そして「後進に伝える」ためには、“今”いや“即刻”に社団会員の経済を立て直し“正しい柔整”を活躍させる業界基盤を構築しなくてはならないのだ。

ピックパン以来膨張し続ける広い宇宙の中で、驚く程の生命が満ち溢れている地球。しかし、見渡す限り、他に生命を宿す惑星は見つかってはいない。

そして、この地球には生命を宿すために必要な「酸素」がある。しかし、その酸素は多過ぎれば、すべてを燃やし尽くす元となり、足りなければ窒息をする。何事にもバランスが必要で、地球上の酸素量はこの星に大気がでて間もない頃から現在に至る今も尚、様々な環境と調和して約20.95%という絶妙のバランスを維持し続けているという。

同様に、柔整業界も生きていく為に必要な「利益」は、度を超せば業界も地域もなぎ倒しかねない。しかし、それが足りなければ生きていくことができない。その絶妙なバランスと他との調和を意識し、そこへ近づける必要がある。完成形に近づいたこの「改革」へのご理解とご協力を切にお願いしたい。(✿)

界をフラスコに例え、「高齢化」「介護」「医療費改定」等のバーナーに温められ、医療費・療養費が増え続けている様を表現した。よく見ると、他の医療系職種が皆揃って増加傾向にあるにも拘らず、唯一「柔整」だけが、直近6年で-648億円もの減少を記録しているのがわかる。

さらに周りをよく見回してみると、何と「柔整のフラスコ」の下には「柔整適正化」の原子炉が置かれ、真上からは「猛毒マーク」の付けられた怪しい「劇薬」が投入されているのが見えている。さらにフラスコの中の柔整療養費は、赤や黒に濁った液体がグツグツと沸騰している。そして、フラスコの中心で汚れた液に浸かりながらも、日整が必死に、阿修羅の如く、フラスコ(柔整業界)内の強烈な臭気を必死に浄化している様子が見えている。すでに“劇薬の正体”は判明した。一刻も早く、令和の改革を進めなければならない。